

ニュースの中で、精神鑑定という言葉がよく聞かれますが

そもそも精神鑑定にはどのような種類と目的があるのでしょうか？

山形県立こころの医療センター

精神科認定看護師 清水 義人



刑事責任能力鑑定

刑事事件の被告人に責任能力があるのか精神科医の知識と経験を補充し、裁判官、裁判員が判断するときの参考として利用される鑑定です。

成年後見鑑定

社会には、精神の障害のために、十分な判断能力がない人がいます。そのような人たちに対して、必要な契約をするときの代理や援助をする人を選ぶ、成年後見という制度を利用して精神の障害のために財産の管理を後見人などに任せようほうがよいかどうかなどを判断するとき利用される鑑定です。

医療観察法鑑定

医療観察法の審判にあたって、その判断材料を得るために行われるのが「医療観察法鑑定」です。

医療観察法の裁判所の指名によって精神保健判定医のなかから選ばれた鑑定医によって行われます。

医療観察法の処遇の3要件「疾病性」「治療反応性（可能性）」「社会復帰要因」について検討されます。

